

地方創生関係交付金の柔軟な制度 への改善について

【担当省庁】内閣官房、内閣府

1 地方創生推進交付金の制度改善

- 地方創生推進交付金について、地方自治体が柔軟に地方創生の取組を進めることができるよう制度改善をお願いしたい。

申請事業本数	7本まで	→	撤廃
交付上限額	2億円を目安	→	撤廃

2 地方創生拠点整備交付金の柔軟な運用と採択

- 地方創生拠点整備交付金について、柔軟な運用を図るとともに、次の京都府の先駆的な施策を採択していただきたい。

① 高齢者の移住のみならず、子どもから高齢者までが多世代交流できる地域共生社会を目指す「京都版CCRC」関連施設の整備

② 京都府北部のものづくり産業の生産性向上や研究・開発力強化の支援拠点となる「北部産業創造センター（仮称）」の整備

また、その整備に当たって、民間事業者が整備した施設の取得を対象とするよう交付金の柔軟な制度運用を図っていただきたい。

③ 関西文化学術研究都市における理化学研究所の「科学技術ハブ」立地を受けた機能強化を図るための研究開発施設の整備

④ 西日本で最大の原生林や優れた文化を有する「京都丹波高原国定公園」における自然環境保全と観光振興を両立する拠点となるビジターセンターの整備

<内閣府の第 2 次補正及び概算要求>

- ◎ 地方創生拠点整備交付金（第 2 次補正）900 億円
- ◎ 地方創生推進交付金（概算要求）1,170 億円（28 年度予算額 1,000 億円）

【現状・課題等】

1 地方創生推進交付金（ソフト中心）の制度改善

- ▶ 2 次交付申請後も未だ 300 億円の残額が発生している状況
 - ▶ 申請本数 7 本までの上限、1 事業当たり 2 億円の交付額上限目安が支障
 - ▶ 積極的に地方創生に取り組もうとしている自治体への支援が必要
- （参考）市町村の場合：申請本数 4 本までの上限、1 事業当たり 1 億円交付額上限目安

2 地方創生拠点整備交付金（ハード）の柔軟な運用と採択

- ▶ 原則として交付対象外になっているもの（主なもの）
 - ① 個人・民間営利事業者が実施する施設整備
 - ② 民間が整備した施設の区分所有権、改修した施設の購入
 - ③ 既存施設の単なる修繕（増改築は対象）、既存施設の除却・解体

※ 上記①に係る京都府実施予定事業（「京都版 C C R C」）

高齢者の移住のみならず、子どもから高齢者までが多世代交流できる地域共生社会を目指す「京都版 C C R C」関連施設を、地域の医療（病院）・介護（介護施設）を運営する民間事業者（医療法人社団、社会福祉法人）への補助により整備することを検討

※ 上記②に係る京都府実施予定事業（「北部産業創造センター（仮称）」）

精密金属から大物まで幅広い加工技術を持つ企業が集積している府北部地域において、民間事業者、大学、府・綾部市の産学公連携により、産業人材育成機能、連携・技術支援機能、開発支援機能を併せ持つ「北部産業創造センター」を、周辺エリア全体を整備する民間事業者（地権者）から区分所有権を取得する方法で整備することを予定している。

※ 京都府実施予定事業（「けいはんなプラザ」ラボ棟の改修）

最先端の研究機関が集積する関西文化学術研究都市において、創薬などの iPS 関連ビジネス創出支援を行うため、中核研究開発施設である「けいはんなプラザ」ラボ棟を改修することを検討

※ 京都府実施予定事業（「京都丹波高原国定公園」ビジターセンター整備）

京都丹波高原国定公園において、ワイズユースの拠点、訪問者の多様なニーズに応じたワンストップサービスの提供、I O T ・ I C T を活用した情報環境の構築の機能を担うビジターセンターの整備を検討

【京都府の担当課】

政策企画部	戦略企画課	075-414-4348
健康福祉部	健康福祉総務課	075-414-4548
商工労働観光部	ものづくり振興課	075-414-5103
	文化学術研究都市推進課	075-414-5194
環境部	自然環境保全課	075-414-4378